

徳島県監査委員公表第10号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定に基づき、徳島県知事から財政的援助団体等監査結果報告に対して講じた措置についての通知があったので、同項の規定により次のとおり公表する。

平成23年6月14日

徳島県監査委員
福西片喜岡
永山多田
義正隆宏理
和二司思絵

監査結果の公表年月日	平成23年2月18日																								
監査の結果	講じた措置																								
<p><財団法人徳島県文化振興財団> 物品管理の事務処理において適正でないものが確認された。早急に適切な事務処理を行うとともに、今後、このようなことがないよう、組織として適正な物品管理に努める必要がある。</p>	<p>財産目録の固定資産の額と固定資産台帳の対応する項目の額が一致していないことについては、物品の現状を適正に把握して固定資産台帳を整理するとともに、これに基づき、財務諸表の錯誤について適切な額に訂正した。 5月開催の理事会には、訂正後の額に平成22年度の事業活動を反映させた平成22年度の決算報告とともに報告した。 今後は、月に一度、勉強会を開いて公認会計士に指導していただくなど、適正な物品の管理を行うよう、組織内で周知徹底することとする。</p> <p>【財務諸表の訂正内容】 財産目録（平成22年3月31日現在）のうち 2. 固定資産（3）その他固定資産</p> <table border="1" data-bbox="1120 1021 2038 1260"> <thead> <tr> <th></th> <th>訂正前</th> <th>訂正後</th> <th>(単位：円) 訂正額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建 物</td> <td>4,871,999</td> <td>4,871,999</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>什器備品</td> <td>22,555,763</td> <td>9,490,423</td> <td>13,065,340</td> </tr> <tr> <td>館蔵品</td> <td>74,305,500</td> <td>79,255,500</td> <td>4,950,000</td> </tr> <tr> <td>車輛運搬具</td> <td>1,180,011</td> <td>1</td> <td>1,180,010</td> </tr> <tr> <td>その他固定資産合計</td> <td>102,913,273</td> <td>93,617,923</td> <td>9,295,350</td> </tr> </tbody> </table> <p>固定資産台帳に記載できていない財産について 什器備品のうち、木偶人形については館蔵品として台帳及び財産目録を整理した。</p>		訂正前	訂正後	(単位：円) 訂正額	建 物	4,871,999	4,871,999	0	什器備品	22,555,763	9,490,423	13,065,340	館蔵品	74,305,500	79,255,500	4,950,000	車輛運搬具	1,180,011	1	1,180,010	その他固定資産合計	102,913,273	93,617,923	9,295,350
	訂正前	訂正後	(単位：円) 訂正額																						
建 物	4,871,999	4,871,999	0																						
什器備品	22,555,763	9,490,423	13,065,340																						
館蔵品	74,305,500	79,255,500	4,950,000																						
車輛運搬具	1,180,011	1	1,180,010																						
その他固定資産合計	102,913,273	93,617,923	9,295,350																						